

令和2年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 2年12月 4日（金）

午前10時00分 開 会

午前11時13分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第11号）
日程第 6 議案第 2号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第 3号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第 4号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第 5号 滝川市税条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第 6号 滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第 7号 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第12 議案第 8号 滝川ふれ愛の里条例を廃止する条例
議案第 9号 不動産の無償貸付けについて
日程第13 議案第10号 市道路線の認定及び廃止について
日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	前 田 康 吉 君
教 育 長		山 崎 猛 君
総 務 部 長		中 島 純 一 君
総 務 部 次 長		堀之内 孝 則 君
保 健 福 祉 部 長		和 田 英 昭 君
建 設 部 長		山 崎 智 弘 君
市立病院事務部次長		堀 勝 一 君
教育部指導参事		廣 瀬 一 仁 君
企 画 課 長		諏 佐 孝 君

副 市 長	千 田 史 朗 君
会 計 管 理 者	佐 藤 之 俊 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君
市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
総 務 課 長	小 畑 力 也 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君
書 記	池 田 茂 喜 君

次 長	深 村 栄 司 君
書 記	吉 田 陽 愛 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和2年第4回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和2年度一般会計ほか各会計補正予算及び条例改正等の議案をご審議いただくわけ
でございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申
し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し
上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和2年8
月22日から11月20日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させ

ていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、農村環境改善センターの改修工事についてご報告いたします。江部乙地域のコミュニティ活動の拠点として、農村環境改善センターに江部乙地区コミュニティセンターの機能を集約することで進めておりました農村環境改善センターの改修工事が10月末に完了しました。建物1階の改修につきましては、室内の明るさ確保に努めつつ、これまでの部屋の配置を大幅に変更し、新たに誰もが気軽に交流できるフリースペース、集いの場を設置するとともに、江部乙地区コミュニティセンターから児童館機能を移転しました。また、館内のトイレを全て洋式に改修するとともに多目的トイレを設置し、あらゆる世代の方々の利用に配慮しました。あわせて、建物正面に駐車場を整備し、利用者の利便性向上に努めたほか、屋上防水工事の施工により建物の長寿命化を図りました。供用開始につきましては、12月7日を予定しております。改めまして江部乙地域の皆様はもちろんのこと、道の駅たきかわやJR江部乙駅にて活動している國學院大學北海道短期大学部などと連携し、地域の魅力発信とコミュニティ活動の拠点となるよう、そしてより多くの皆様に親しまれ、ご利用いただける施設となるよう一層の充実を図ってまいります。

最後に、令和2年産の米の出荷状況についてご報告いたします。本年産の米の出荷につきましては、11月1日現在でJAたきかわと生産者の間の出荷契約数量9万4,974俵に対して出荷見込み数量は9万4,331俵であり、出荷契約数量に対する出荷見込み率は約99パーセントとなっております。本年は、7月の低温、日照不足などの影響により登熟の停滞が懸念されておりましたが、その後の天候に恵まれ、作況指数は平年値を100として107と昨年の105を上回る結果となり、平成26年以来6年ぶりの良となりました。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和2年8月22日から11月20日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭でご報告を申し上げます。

先ほど市長からも報告がありましたが、10月末に工事が完了した農村環境改善センター内に教育委員会関連のコーナーを設置させていただきました。1つは、美術自然史館による江部乙出身の日本画家、岩橋英遠のコーナーです。この岩橋英遠コーナーでは、英遠の創作の場であったアトリエを再現したほか、改善センターが建設される以前同じ場所に建っていた北辰小学校の様子が描かれた日本画の複製画も展示し、英遠芸術の振興を図りつつ、施設のシンボルとなるような空間づくりを進めました。また、センター内の壁面には開拓当時の写真や文芸誌などを展示し、江部乙の歴史を感じることができるあーと&ひすとりーぼっくすも設置しました。もう一つは、図書館による書籍スペース、えべおつ出合いの森であります。小説や暮らしに役立つ実用書、絵本など、幅広い年齢層を対象にした書籍をセンター内中央の壁面に設置いたしました。今後定期的に入替えを行い、新鮮で魅力あふれる書籍を提供していく予定であります。教育委員会としましても改善セン

ターが江部乙地区のコミュニティー活動の拠点施設となるよう支援していきたいと考えております。

以上を申し上げまして、口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第11号）

○議 長 日程第5、議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、入所児童数の増などに伴う保育所の運営費委託料の増額補正のほか、文部科学省の各種補助金などを受けて行うGIGAスクール構想関連費用及び市内各校の感染症予防対策消耗品等を購入するための補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出の総額にそれぞれ9,562万9,000円を追加し、予算の総額を281億1,530万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。追加であります。北海道滝川西高等学校整備事業債、限度額340万円を追加したいとするものでございます。北海道滝川西高等学校整備事業債につきましては、滝川西高等学校においてGIGAスクール構想実施に向けた校内ネットワーク環境整備を実施するための財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額2,067万7,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は公立学校情報機器購入事業に要する経費の補正でございます。国のGIGAスクール構想の1人1台端末の導入に向けた準備作業や導入後の障がい一次対応のほか、ICT利活用を推進するための手順書や研修資料の作成を委託するための補正並びに感染症等による臨時休業時の遠隔学習や会議等を実施するためにマイク内蔵型ウェブカメラを市内小学校に配備するため372万8,000円を補正したいとするものでございます。2点目は、学校保健特別対策事業に要する経費の

補正でございます。児童生徒の学びの保障をするための新たな試みを実施するに当たり、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応ができるよう市内小中学校で備品や消耗品を購入するため1,250万円を補正したいとするものでございます。また、滝川西高等学校では、新型コロナウイルス感染症予防対策としてパソコン教室以外でもソーシャルディスタンスを保ち、インターネットを活用した授業や臨時休業及び分散登校となった際に遠隔授業等に参加できない生徒へのサポート機器として活用できるタブレット端末を購入するため444万9,000円を補正したいとするものでございます。

なお、2点とも補正の全体額につきましては、後ほどご説明申し上げます10款2項1目及び3項1目並びに4項1目の費用との合計となりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と文部科学省の各種補助金を活用するため、それぞれ分けて計上することとしてございます。したがって、ここで説明した費用に対する財源は、10款2項1目及び3項1目並びに4項1目で一部措置される文部科学省の国庫補助金を差し引いた額となり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第三次追加交付分が交付されることを見込み計上してございます。

3款2項2目保育所費、補正額3,787万5,000円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正でございます。花月保育所、一の坂保育所及び二の坂保育所において入所児童数や公定価格の増加があり、江部乙保育所においては入所者の階層が当初見込みと相違が生じたことなどにより運営委託料3,787万5,000円を補正したいとするもので、費用のうち入所児童数の増加による保育料収入の増加を見込むとともに、内閣府の子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び北海道の子どものための教育・保育給付費道費負担金の一部が措置されるものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額59万円の増額につきましては、放課後児童クラブ事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大による国の緊急事態宣言によって学校が臨時休業となったことにより学童クラブの開設時間が増加し、当初予算で見込んでいた施設利用料が不足することから補正したいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額148万9,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正で2点ございます。1点目は、税制改正における個人所得税の見直し及び介護保険制度改正により更新認定有効期間の上限延長等に伴うシステム改修が生じたことから、介護保険特別会計繰出金を129万8,000円増額するため補正したいとするものでございます。2点目は、税制改正における個人所得税の見直しに伴い令和3年度における均等割軽減判定基準が改正されることにより、滝川市と北海道後期高齢者医療広域連合の間で授受している所得課税情報並びに保険料賦課情報に係るシステム改修が生じたことから、後期高齢者医療特別会計繰出金を19万1,000円増額するために補正したいとするものでございます。

6款2項1目林業振興費、補正額120万円の増額につきましては、林業振興に要する経費の補正でございます。農政課に配属している公用車を更新するための補正で、費用のうち市有物件共済から58万円、林業振興基金繰入金で62万円を措置するものでございます。

次のページをお開き願います。10款2項1目学校管理費、補正額936万5,000円の増額

につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。国のGIGAスクール構想、1人1台端末の導入に向けた準備作業及び導入後の障がい一次対応のほか、ICT利活用を推進するための手順書や研修資料の作成を委託するための補正、感染症等による臨時休業等の遠隔学習や会議等を実施するためにマイク内蔵型ウェブカメラを市内小学校に配備するための補正並びに市内小学校における感染症対応及び児童の学びの保障のための消耗品及び備品等を購入するため、合わせて936万5,000円を補正したいとするもので、補正の全体額につきましては2款1項10目でご説明申し上げたとおりであり、同様にそれぞれで分けて計上することとしてございます。したがって、ここで説明した費用に対する財源は、2款1項10目で措置される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第三次追加交付見込みを除いた文部科学省の公立学校情報機器整備事業費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金でそれぞれ措置することとなっております。

10款3項1目学校管理費、補正額743万円の増額につきまして、これも2点ございまして、1点目は教材、教具等に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により明苑中学校に吹奏楽部用の楽器を購入するためにとご寄附を賜りました60万円を財源といたしまして、ビブラフォン、トライアングル及びタムなどの楽器を購入するため60万を補正したいとするものでございます。2点目は、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で683万円となっております。事業内容としましては、国のGIGAスクール構想ですが、先ほどご説明させていただきましたその他小学校教育の実施及び管理に要する経費と同様でございます。

10款4項1目学校管理費、補正額959万円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。GIGAスクール構想の実施に向けた滝川西高等学校の校内ネットワーク環境整備を実施するため759万円を補正したいとするもので、費用のうち公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で378万7,000円が措置され、残りについては学校教育施設等整備事業債を活用することとしてございます。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、パソコン教室以外でもソーシャルディスタンスを保ち、インターネットを活用した授業や臨時休業及び分散登校となった際に遠隔授業等に参加できない生徒へのサポート機器として活用できるタブレット端末を購入するため200万円を補正したいとするもので、補正の全体額につきましては2款1項10目でご説明したとおりでございまして、同様に分けて計上することとしてございます。したがって、ここで説明させていただいた費用に対する財源は、2款1項10目で措置される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第三次追加交付見込みを除いた文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金で措置されるものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額741万3,000円の増額につきましては、子育てのための施設等の利用給付交付金に係る返還金及び子ども・子育て支援交付金等の事業費の確定などに伴う返還金の補正でございます。内訳としましては、子育てのための施設等利用給付交付金国庫返還356万5,000円、子育てのための施設等利用給付交付金道費返還178万2,000円、子ども・子育て支援交付金道費返還105万5,000円、子どものための教育・保育給付費道費負担金16万5,000円、児童手当交付金国庫返還59万8,000円、

未熟児養育医療費国庫負担金24万8,000円となっております。

以上、歳出合計で9,562万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款1項2目民生費負担金から21款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。22款1項1目繰越金1,615万7,000円は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

23款5項2目雑入から24款1項5目教育債までは、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で9,562万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、1点につきまして確認をさせていただきたいというふうに思っています。

15ページということだと思いますので、西高のタブレットの関係です。先日のコロナの特別委員会の中で41台、いわゆる1クラス分というふうな説明資料を頂いておりますけれども、なぜ41台という台数になったのか、その理由と、それからそのタブレットの活用方法を具体的にご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、41台の積算でございますけれども、1クラス相当分ということで生徒40人分、先生の分ということで41台と。今回導入する主な狙いといいますか、目的ですけれども、長期休業時に遠隔授業を行う必要がある場合、生徒に貸し出すということを想定しておりまして、西高の事前の調査ではネット環境が整っていないそういった家庭が約10名程度いるということで、この40台あれば十分に対応できるということであります。通常では普通の授業で使うということも想定しておりますけれども、全ての学年、学級で使うということまでは想定しておりません。有効活用していただくということで今考えております。

ただ、補足で申し上げますけれども、GIGAスクール構想の中では1人1台というのは小中学校にはそういう対応はありますけれども、高校についてはそういう対応はございませんので、今回学校保健特別対策事業補助金というのがありましたので、それを活用して導入するということでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第6、議案第2号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、保険事業勘定において介護保険制度の改正により必要となるシステム改修を行うため増額補正したいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ259万6,000円を追加し、予算の総額を39億6,010万2,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページにつきましては第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額204万6,000円の増、それから1款3項1目介護認定審査会費、補正額55万円の増につきましては、それぞれシステム改修委託料として増額するもので、歳出合計で259万6,000円の増額となったところ です。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項5目事業費補助金、補正額129万8,000円の増につきましては事業実施に伴う国庫補助金の増、6款1項1目一般会計繰入金、補正額129万8,000円の増につきましては事業費と国庫補助との差額につきまして一般会計からの繰入金を財源としたいとするものです。歳入合計で259万6,000円の増額となったところ です。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第7、議案第3号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

この補正につきましては、税制改正における個人所得課税の見直しに伴い実施されます令和3年度後期高齢者医療保険における均等割軽減判定基準の改正に対応するため、後期高齢者医療システムを改修する必要があることから補正したいとするものでございます。

議案の1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万8,000円を追加し、予算の総額を6億5,557万7,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次のページ、2ページ、3ページにつきましては第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

補正の内容につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金19万1,000円の増額は、システム改修に係ります事務費繰入金として一般会計から繰入れするものです。

6款国庫支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金4万7,000円は、システム改修に係る国庫補助金でございます。

以上、歳入合計23万8,000円の増額となったところでございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費23万8,000円の増額は、令和3年度後期高齢者医療保険料における均等割軽減判定基準の改正に対応するためシステム改修委託料を増額したいとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第4号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

滝川市江部乙地区コミュニティセンターは、昭和60年に住民の教養の向上や健康の増進を図り、生活、文化の振興に寄与することを目的に社会教育法に位置づけられた公民館として設置され、平成18年度からは運用に自由度のあるコミュニティセンターに用途変更を行い、江部乙地域における地域活動及び災害発生時における避難所として役割を担ってまいりました。このたび同地区において滝川市農村環境改善センターへの機能集約が完了することに伴い、滝川市江部乙地区コミュニティセンターを廃止するため条例の一部を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明いたしますので、参考資料を御覧ください。第2条は、コミュニティセンターの名称及び位置を規定している条文でございます。ここから滝川市江部乙地区コミュニティセンターの項を削りたいとするものでございます。

別表第1は、条例第7条、利用料金の承諾に係る室料の上限額となるコミュニティセンター利用料金設定基準を定めたものです。この表から江部乙地区コミュニティセンターの項を削りたいとするものでございます。

次のページを御覧ください。別表第2は、同じく体育館等の利用料金の上限額を定めたものでございます。ここから同じく江部乙地区コミュニティセンターの項を削りたいとするものでございます。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第5号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

税制改正に伴う国民健康保険税の軽減判定所得算定の見直しを行うため、滝川市税条例を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料の1ページを御覧ください。第161条は、国民健康保険税の減額に関する規定でございます。第1号につきましては7割軽減、第2号につきましては5割軽減、第3号につきましては2割軽減についての規定でございます。各号共通いたしまして基礎控除相当分の基準額となる33万円を43万円にするとともに、給与収入が55万円を超える方、65歳以上で年金収入が60万円を超える方、また65歳以上で年金収入が110万円を超える方が世帯に2人以上いる場合にあっては、その人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算したいとするものでございます。

次のページ、2ページを御覧ください。附則第41条は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定でございます。条例改正に伴います条文整理並びに65歳以上の年金収入がある方については、さらに15万円を控除するとされていることから、先ほどご説明いたしました第161条の条文の中にあります110万円を超える者の110万円を125万円を超える者とするものでございます。

附則で、この条例は、令和3年1月1日から施行するものとし、経過措置といたしましてこの改正は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるものとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第５号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長　長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長　長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　長　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は可決されました。

◎日程第１０　議案第６号　滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長　長　日程第１０、議案第６号　滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長　ただいま上程されました議案第６号　滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の文言整理を行うため条例を改正したいとするものでございます。

それでは、議案第６号参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。改正内容につきましては、第２条中、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う改正であります。

附則であります。この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第６号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第7号 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○堀之内総務部次長 ただいま上程されました議案第7号 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合等の特例に係る改正規定について令和3年1月1日から施行されることとなりました。当該法改正に伴い、滝川市税条例における延滞金の割合等の特例に係る改正規定につきましては、令和2年第3回滝川市議会臨時会において議決され、同じく令和3年1月1日からの施行を予定しているところであります。この条例は、市税における延滞金の割合等の特例に係る改正に鑑み、本市における延滞金の割合等の特例について見直しを行うため、税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正したいとするものであります。

第1条で税外収入金の徴収等に関する条例の一部改正、第2条で滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第3条で滝川市介護保険条例の一部改正、第4条で滝川市下水道条例の一部改正、第5条で滝川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正、第6条で滝川市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものであります。

条例改正の内容でございますが、延滞金の割合等の特例における現行の特例基準割合という用語を延滞金特例基準割合に改めるとともに、延滞金の割合についてその割合がゼロパーセントとなることのないよう下限を年0.1パーセントの割合とすることを定めるものであります。

なお、先月30日ですが、財務省告示によりまして令和3年の平均貸付け割合が年0.5パーセントとされました。平成30年から適用されてきた割合よりも年0.1パーセント引き下げられる

こととされたことから、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に係る延滞金の割合は、本則の規定では年7.3パーセントの割合となっておりますが、延滞金の割合の特例による規定によりまして平成30年1月1日から適用されてきた年2.6パーセントの割合から新たに令和3年1月1日より年2.5パーセントの割合となり、現在適用されている延滞金の割合より0.1パーセント引き下げられます。また、納期限の翌日から1か月を経過した後の期間に係る割合につきましても本則の規定では年14.6パーセントの割合となっておりますが、こちらも延滞金の割合の特例によりまして平成30年1月1日から適用されてきた年8.9パーセントの割合から年8.8パーセントの割合となり、こちらも同様に現在適用されている延滞金の割合より0.1パーセント引き下げられます。なお、個別法によりまして年14.5パーセントの割合を上限とされている場合にあっては、年8.8パーセントの割合でなく年8.75パーセントの割合が適用されます。

附則としまして、施行期日は、令和3年1月1日とするものであります。これによりまして令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用することとなります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第12 議案第8号 滝川ふれ愛の里条例を廃止する条例

議案第9号 不動産の無償貸付けについて

○議長 長 日程第12、議案第8号 滝川ふれ愛の里条例を廃止する条例、議案第9号 不動産の無償貸付けについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川ふれ愛の里条例を廃止する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

滝川ふれ愛の里は、市の農業振興及び農業、農村の活性化並びに市民福祉の向上を図り、食によ

る健康の拠点づくりに資することを目的に平成9年に設置され、第三セクターの株式会社滝川グリーンズが管理運営を行っていましたが、高齢化や人口減少などの影響による利用者の減少とそれに伴い管理代行負担金が増加する状況、これを民間事業者が備える集客等のノウハウを活用し、抜本的改善を図るため、平成30年4月から令和3年3月31日まで株式会社北のたまゆらが指定管理者として管理運営を行っているところであります。

同社による管理運営の状況ですが、利用者は右肩上がりで増加し、令和元年度には4年ぶりに利用者が20万人を超え、今年度から開設した池の前水上公園キャンプ場においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により密を避けるレジャーとして多くの利用者が来場し、B&G海洋センターやパークフィールド72などとの連携により西滝川地域を拠点とした集客に向けて積極的な事業展開が図られることで、市内小売店や飲食店の利用などにより地元経済に対する波及効果が及ぶことが期待されております。そこで、今後より効果的に滝川ふれ愛の里を活用した地域振興を推進するため、令和3年3月31日で指定管理期間が終了する滝川ふれ愛の里を普通財産化して、令和3年4月1日から株式会社北のたまゆらへ貸し付けることで同社が中長期的な展望を持った中で経営の自由度を高め、民間事業者による創意工夫や投資等を行うことでより一層の滝川ふれ愛の里の経営安定化を図ることが重要になると考えるとともに、今後の滝川ふれ愛の里に係る維持管理経費に関する市の財政的負担を軽減することが可能となることから、滝川ふれ愛の里条例を廃止したいとするものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和3年4月1日としたいとするものであります。

続きまして、議案第9号 不動産の無償貸付けにつきまして、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を得る必要があることから提案したいとするものでございます。

それでは、無償貸付けする建物、貸付けの相手方、貸付けの期間、用途についてご説明申し上げます。1ページを御覧ください。1、無償貸付けする建物の表示ですが、(1)、滝川ふれ愛の里食と健康の養生館、ア、所在、滝川市西滝川76番地1、イ、構造、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート造二階建て、ウ、延べ床面積4,709.64平方メートル、ほか15の施設につきまして同様に記載しておりますので、お目通し願います。

2ページをお開きください。貸付けの相手方は、札幌市西区西野1条1丁目10番1号、株式会社北のたまゆら、代表取締役は古川一弘氏であります。

3、貸付けの期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間であります。

3ページを御覧ください。4、用途は、浴場の運営、レストラン・宴会の運営、地ビールの製造、宿泊機能の提供及びこれらに必要な資機材を保管する倉庫等として活用するためであります。

次に、無償貸付けする理由についてご説明申し上げます。先ほど議案第8号の提案理由の説明でも申し上げましたが、市としては今後より効果的に滝川ふれ愛の里を活用した地域振興を推進するためには滝川ふれ愛の里を普通財産化して、令和3年4月1日から株式会社北のたまゆらへ貸し付け、同社が中長期的な展望を持った中で経営の自由度を高め、民間事業者による創意工夫や投資等を行うことでより一層の滝川ふれ愛の里の経営安定化を図ることが重要になると考えるとともに、今後の滝川ふれ愛の里に係る維持管理経費に関する市の財政負担を軽減することが可能になると考

えております。

経営安定化を図るために株式会社北のたまゆらは、投資額を回収する必要があります。株式会社北のたまゆらは、平成30年に指定管理を開始する際、当初想定していた以上に老朽化の進んだ施設の改修や利用客に対するサービス向上を図るために相当な額の設備投資を行っております。これは、当該施設の管理運営を長期的に行うことを見込んだ上での投資であり、市もその投資を認めてきた経過があります。同社が今後事業活動として投資額を回収するためには、長期的な計画に基づき収益を上げる必要があります。また、当該施設の耐用年数は31年であり、令和10年3月に耐用年数を迎えます。今後様々な施設修繕とそれに伴う費用負担が発生する可能性があります。無償貸付けに係る使用貸借契約の中でリスク分担を定めることにより市の財政負担を軽減することが可能となります。これらの目的を達成しようとする中で施設使用に係る賃料を徴収することは、株式会社北のたまゆら側へさらなる財政負担を強いることとなり、これまでの投資回収の必要性等も踏まえると無償貸付け以外で同社が中長期的な展望を持った中で経営の自由度を高め、民間事業者による創意工夫、投資等を行い、より一層の滝川ふれ愛の里の経営安定化を図り、住民サービスを向上させることは困難であると考え、当該不動産を無償貸付けしたいとするものであります。

以上、議案第8号、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 1点確認させていただきます。

北のたまゆらによるふれ愛の里の運営については、今後も期待したいというところがあります。ただ、これについては、普通財産にしても公の財産であることには変わりありませんので、これを特定の事業者に長期的に貸し付け、利益を上げるというためにはそれを正当化する理由が必要だと思えます。それについては、今ご説明があったように地域振興の推進を図れる、それから市の経済的な負担を軽減できるということで、これは正当な理由になると思うのですが、一応それについてやはり10年という期間ですから、その貸し付ける目的に沿って活用していただけているかどうか、これについて市のほうで何らかのチェックが必要になってくるのではないかと考えますが、その辺についてどういうことをお考えになっているのか伺いたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどご説明申し上げましたとおり、今後使用貸借契約ということで、契約の中で使用用途についてある程度限定した中で運営していただくことになるわけでございますけれども、議案の中でも用途についてご説明申し上げましたとおり、実は中身的にはこれまでと目的と用途についてはほとんど変わりありません。今後においては、相対の契約ということになりますので、管理というような言い方はちょっとそぐわないかもしれませんが、契約の中で協議をして様々な進めていこうというようなことになっておりますし、それぞれのリスク分担についても定めていくというようなことになっておりますので、10年間という長い期間ではありますけれども、当初計画に基づいた中で、また双方協議して決定していく事項については協議していく中で、住民

サービスが低下されない、今以上に住民の福祉に寄与するような形で施設の運営を行っていただくというふうに考えてございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 これは、相手との契約の内容ですので、細かいことについてはお伺いしないつもりなのですが、一応今後の運営について市との間で協議するというような、そういう項目については相手方と確認するというか、そういう項目というか、協議について行うような、そういう一定のルールというものを今後この使用貸借の契約を結ぶに当たって設定していくのかどうかのところだけ改めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 契約書案の中身について今詳細に説明することはいたしませんけれども、1つ、用途について例示させていただきますと、例えば施設の用途変更、これについては事前に施設の用途変更の内容を書面によって申出をいただきまして、口頭協議の上決定するというようなことで立てつけております。以下、そのような状態で協議の上決定するものについては、そういったことで決めていこうというようなことで契約しようというふうに考えてございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 質疑をしない予定だったのですが、寄谷議員が私の考え方とちょっと異なるご質疑をされたものですから、ここで1点だけ確認をしておきたいと思います。

私の考え方からすると、無償貸付けの10年間たまゆらさんに地域振興、あるいは経済的な振興等々を含めて、今ご説明のあったとおり、本当に多大なご責任を果たしていただくべくこの事業に取り組んでいただくというのが私の立場であります。そうなれば、貸し付けたからそれで終わりということではなくて、やはり設置者である市の責任としてでもこの地域の環境の整備、あるいは動線等のしっかりとした整備等を含めて、今後もこの地域、この施設に対してあらゆる支援を行っていくべきだと私は考えているところでございます。そういった意味で、市としてはこの地域の振興あるいは経済の振興に向けて改めて今後10年間にわたるたまゆらさんに対する貸付けの中でしっかりとこの地域に対する支援を行っていくのかどうなのか、そのことについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの柴田議員のご質疑でございますけれども、先ほど鎌田部長のほうからご説明申し上げましたとおり、あの地域がこれからの滝川としてどのような場所となっていくゾーンとなるのかということはしっかり考えていかなければいけないと考えております。たまゆらさんは、そのきっかけをつくっていただいたということでございます。支援というよりは、一緒に考えながらあの地域の活用の幅を広げていくと。例えば今、川を下るようなレジャーはできないかということの研究されている方もいらっしゃいます。パークゴルフ場への動線をもっと考えて、例えばカートでふれ愛の里からパークゴルフ場へ行くことができれば、これはもっと利用客が増えると。また、カヌーに対する利用客も非常に増えているということですので、海洋センターのそのレジャーの在り方ももう一回見直すと。様々なことがこれから考えられるわけでございます。そうすることによ

って、インバウンド等々をはじめ観光客を呼び込むような地域となり得るということでございます。ですから、一企業の支援を中心とすることではなくて、あのゾーンを滝川の財産としてどのように育てていくかということをたまゆらさんとともに考えていくというスタンスで臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号及び第9号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び第9号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第13 議案第10号 市道路線の認定及び廃止について

○議 長 日程第13、議案第10号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第10号 市道路線の認定及び廃止につきましてご説明をいたします。

2枚目の参考資料と併せて御覧いただきたいと思います。市営住宅東団地の用途廃止に伴い、市道における道路交通及び道路環境の向上を図るため、区画内にある3路線の道路網を見直すこととし、そのうち東町378号線及び東町379号線の廃止につきましては、第1回市議会定例会において既にご承認をいただいているところでございます。このたびは、残る東町377号線について現道に面している東町公園の廃止に関する所定の手続を終えたことから、当該路線の起点位置を変更し、東1丁目通線に直線で結ぶ路線として改めて認定し直したいとするものでございます。

なお、今回の認定及び廃止により市道の延長は15メートル減となり、市道の総延長は477.371キロメートル、路線数は800路線となります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、窪之内美知代氏が令和3年3月31日で任期満了となるため、後任の候補者として再度窪之内美知代氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、窪之内氏の略歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、１２月５日から１２月９日までの５日間を休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、１２月５日から１２月９日までの５日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前１１時１３分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員